

## 昭和47年（1972）の政府見解のポイント

（第3段落）

憲法は、第9条において、…前文において、…第13条において、…わが国がみずからの存立を全うし國が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自國の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうていい解されない。

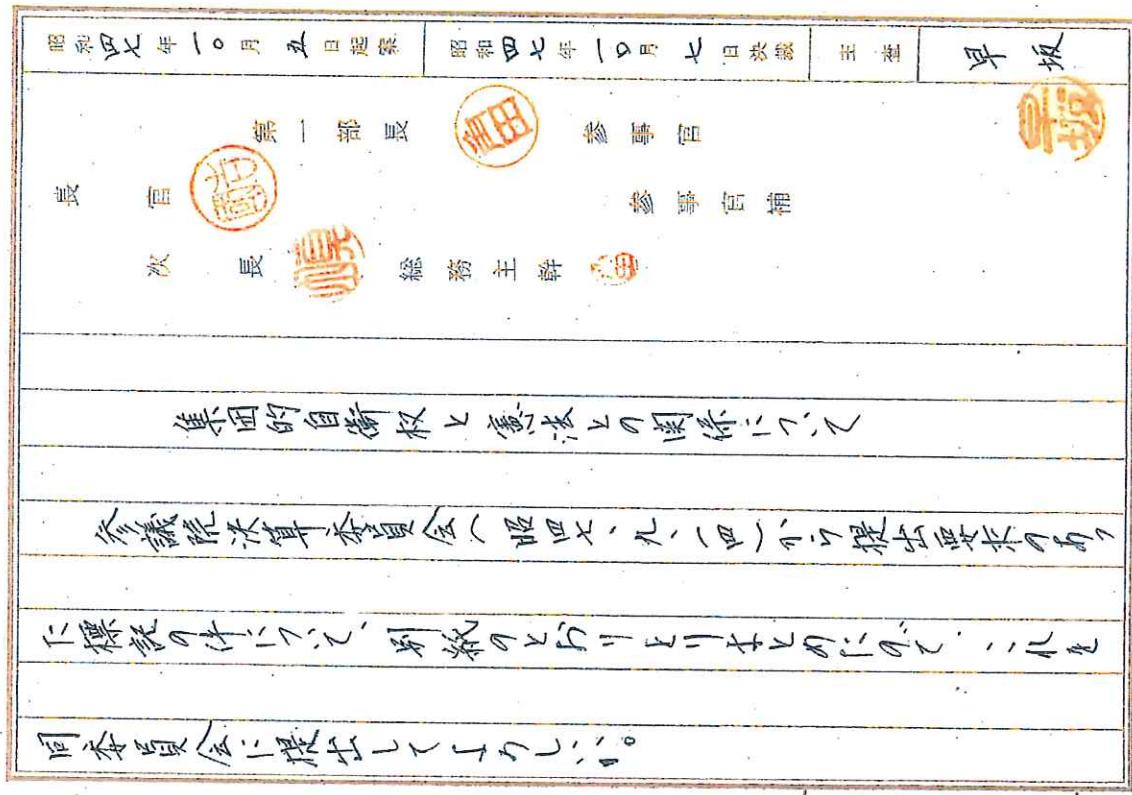
基本的な論理①

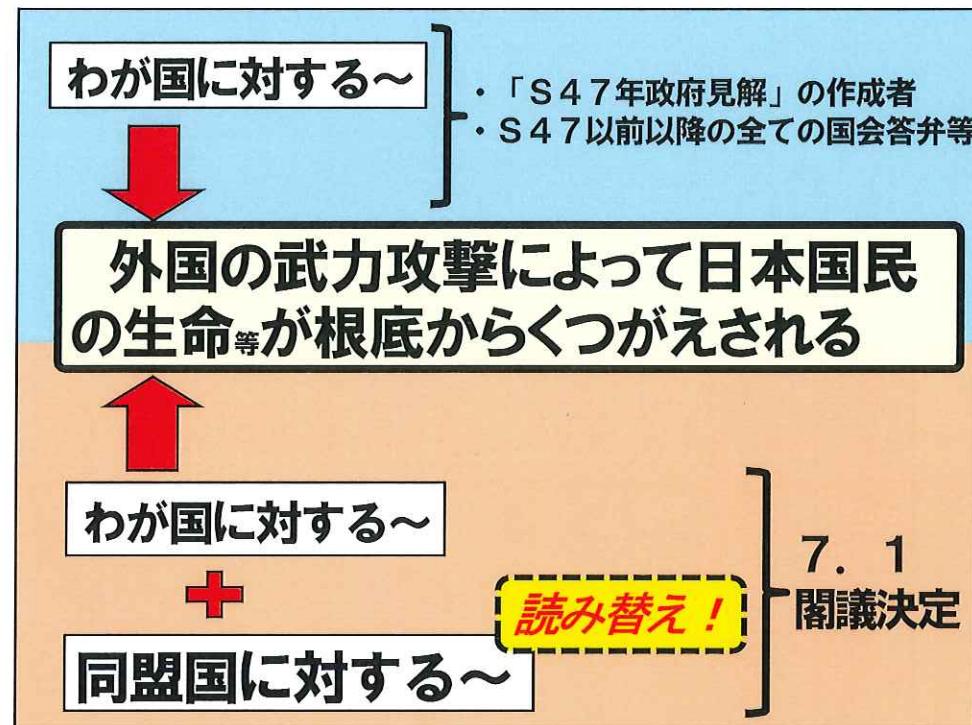
しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないとは、あくまで**外國の武力攻撃によって國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる**という急迫、不正の事態に對処し、國民のこれらの権利を守るために止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき**必要最少量度の範囲**にとどまるべきものである。

基本的な論理②

そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが國に對する急迫、不正の侵害に對処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

帰結（あてはめ）





### 昭和47年見解の「読み替え」

○小西洋之君 2015年3月24日

**同盟国、我が国でない他国に対する外国の武力攻撃**ということもここに概念的に含まれるというふうに考え出したのは、横畠長官、あなたが初めての法制局長官ということでよろしいですね。

○横畠裕介君

同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、**そのような解釈、理解ができる**ということでございます。

(189-参-外交防衛委員会-3号 平成27年03月24日)

## 平成27年6月11日 横畠 長官答弁

- 小西洋之君  
四十七年見解を作ったときに  
**限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんですね**
- 横畠内閣法制局長官  
法理といたしましては  
**まさに当時から含まれている**

## 平成27年8月3日 横畠 長官答弁

- 小西洋之君 7.1閣議決定の基本的な論理(注:集団的自衛権行使を含む論理)について、この四名の頭の中にあって、それが四十七年見解の中に当時書き込まれたという理解でよろしいですか
- 横畠内閣法制局長官 そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしている

## 7. 1閣議決定

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(1)…政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、…論理的な帰結を導く必要がある。

(2)…この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されてい るところである。